

令和7年度図書館セミナー

2026年1月27日

知らないと怖い著作権の話

専修大学文学部

野口 武悟

1. 図書館資料と著作物

- 図書館が収集・提供する資料
= 著作物

- 著作物

→ 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの（著作権法第2条第1号）

- 著作物の例示（著作権法第10条）
 - ▶ 小説，脚本，論文，講演その他の**言語の著作物**
 - ▶ **音楽の著作物**
 - ▶ **舞踊又は無言劇の著作物**
 - ▶ 絵画，版画，彫刻その他の**美術の著作物**
 - ▶ **建築の著作物**
 - ▶ 地図又は学術的な性質を有する図面，図表，模型その他の**図形の著作物**
 - ▶ **映画の著作物**
 - ▶ **写真の著作物**
 - ▶ **プログラムの著作物**

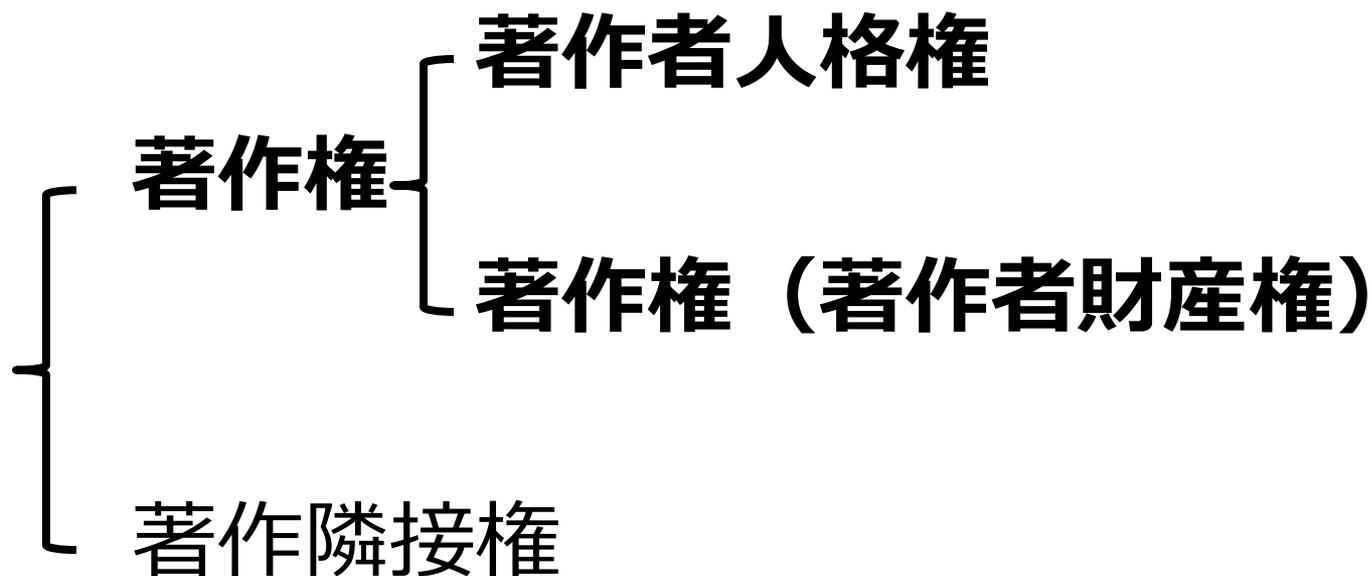
2.著作権の概要

- **著作権**

- 著作物を創作する者（＝著作者）が自ら創作した著作物に対して有する権利

- 著作者の権利を保護し，文化の発展に寄与するために，**著作権法**がある

- 著作権の骨子



- 著作権の享有には「いかなる方式の履行をも要しない」 (著作権法第17条第2項)

- **著作者人格権**

- **公表権，氏名表示権，同一性保持権**

- (著作権法第18条～第20条)

- これらの権利は，「**著作者の一身に専属**」するものであり，他者への権利の譲渡は**不可** (著作権法第59条)

- 著作者の死後も，これらの権利の「**侵害となるべき行為をしてはならない**」 (著作権法第60条)

- **著作権（著作者財産権）**

→複製権，上演・演奏権，上映権，公衆送信権，公の伝達権，口述権，展示権，頒布権，譲渡権，貸与権，翻訳権，翻案権，二次的著作物の利用に関する**原著作者の権利**（著作権法第21条～第28条）

→これらの権利は**著作者が専有する**

→これらの権利は**他者に譲渡可能**

- ▶ 譲渡された者を著作者とともに**著作権者**という

→**保護期間が定められている**

- ▶ 原則：**著作者の死後70年を経過するまで**（2018年までは50年）

- ▶ 保護期間満了後の著作物は「著作者人格権」を侵害しない範囲で自由に利用可能

→著作権（著作者財産権）がそもそも存しないと解される著作物

- ▶ 憲法その他の法令、告示、判決等その情報の伝達が意図されるもの

→外国の著作物の扱い

- ▶ 著作権に関する国際条約（「ベルヌ条約」や「万国著作権条約」など）のいずれかに加盟している国の著作物については日本国内の著作物同様に保護の対象

• 著作権（著作者財産権）の制限

= 著作権者に許諾を取らなくてもよい主なケース

- ▶ **私的使用のための複製**（著作権法30条）
- ▶ **図書館における複製**（著作権法31条） ← **要注意！**
- ▶ **引用**（著作権法32条）
→あわせて、**出所の明示義務**（著作権法48条）
- ▶ **学校その他教育機関における複製**（著作権法35条）
- ▶ **試験問題としての複製**（著作権法36条）
- ▶ **視覚障害者等のための複製**（著作権法37条）
- ▶ **営利を目的としない上演・演奏・上映・口述**
 - **貸出**（著作権法38条）

- **私的使用のための複製**（著作権法30条）

⇒著作権の目的となつている著作物（以下この款において単に「著作物」という。）は、**個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること**（以下「私的使用」という。）**を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。**（以下、略）

• **図書館等における複製等**（著作権法31条）

⇒第1項 **国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの**（以下この項及び第百四条の十の四第三項において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、**図書館等の図書、記録その他の資料**（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部。第三項において同じ。）の複製物を一人につき一部提供する場合

二 図書館資料の保存のため必要がある場合

三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料（以下この条において「絶版等資料」という。）の複製物を提供する場合

※要注意！

**⇒著作権法第31条にいう「図書館等」には、
学校図書館は含まれない。**

- **引用**（著作権法32条）

⇒公表された著作物は、**引用して利用することができる**。この場合において、その引用は、**公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない**。

* 第32条（引用）適用の条件

- ①既に公表された著作物であること
- ②利用方法が「公正な慣行」に合致していること
- ③利用目的が報道，批評，研究等のための「正当な範囲内」であること
→主・従が明確であること
- ④引用部分については，カギ括弧で括るなど，明確にすること
- ⑤著作物の「出所の明示」（題名，作品名等）をすること

• **学校その他教育機関における複製等**（著作権法35条）

⇒第1項 **学校その他の教育機関**（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

＊第35条の複製の適用条件

- ① 営利を目的としない教育機関であること
- ② 授業を担当する教員やその授業を受ける児童生徒がコピーすること
- ③ 授業の過程で利用すること
- ④ コピーは授業で必要な限度内の部数であること
- ⑤ 既に公表された著作物であること
- ⑥ 著作物の種類や用途などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと
- ⑦ 原則として「出所の明示」をすること

※ただし書きに要注意
⇒別紙資料1を参照

⇒第2項 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

* 第35条の公衆送信等について

学校等の授業の過程における著作物の利用の取扱い

権利制限あり（無許諾・無償）
（著作権法第35条第1項）

複製

対面授業で使用する資料
として印刷・配布



権利制限あり（無許諾・無償）
（著作権法第35条第2項）

遠隔合同授業等
のための公衆送信



同時中継

遠隔地の会場



対面授業で使用了した資料や講義映像を
遠隔合同授業等（同時中継）で他の会場に送信

平成30年の改正範囲

その他の公衆送信全て

権利制限なし（許諾を得て利用）

⇒無許諾・有償（補償金）に

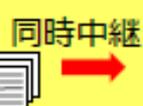
対面授業の予習・復習用の資料をメールで送信
対面授業で使用する資料を外部サーバ経由で送信



オンデマンド授業で講義映像や資料を送信



スタジオ型のリアルタイム配信授業



同時中継

遠隔地の会場



- ・ 2020年度は補償金免除
- ・ 2021年度から補償金支払いが必要に
児童生徒学生1人当たり年額120円（小学校）、180円（中学校）、420円（高等学校）、720円（大学）

詳しくは、一般社団法人授業目的公衆送信等管理協会（SARTRAS）へ
<https://sartras.or.jp/>

• **試験問題としての複製等**（著作権法36条）

⇒公表された著作物については、入学試験その他の他人の学識技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として複製し、又は公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。次項において同じ。）を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

• **視覚障害者等のための複製等**（著作権法37条）

⇒第1項 公表された著作物は、**点字により複製することができる。**

⇒第2項 公表された著作物については、**電子計算機を用いて点字を処理する方式により、記録媒体に記録し、又は公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。次項において同じ。）を行うことができる。**

※**点字への複製と公衆送信は誰でも行うことができる**

⇒第3項 **視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者**（以下この項及び第百二条第四項において「視覚障害者等」という。）**の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、**公表された著作物であつて、視覚によりその表現が認識される方式（視覚及び他の知覚により認識される方式を含む。）により公衆に提供され、又は提示されているもの（当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この項及び同条第四項において「視覚著作物」という。）について、**専ら視覚障害者等で当該方式によつては当該視覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、当該視覚著作物に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は公衆送信を行うことができる。**（以下、略）

*** 第37条第3項のポイント**

- ①視覚による表現の認識が困難な者のために、
- ②福祉に関する事業を行う者で政令で定めるもの（すべての公立図書館，学校図書館を含む）は、
- ③上記①に該当する者が利用するために必要な方式により複製と公衆送信ができる

⇒別紙資料2を参照

- **営利を目的としない上演・演奏・上映・口述・貸出**（著作権法38条）

⇒第1項 公表された著作物は、**営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金**（いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。）**を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。**ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

⇒別紙資料3を参照

＊第38条第1項（営利を目的としない上演・演奏・上映・口述）適用の条件

- ①著作物を利用する行為が上演，演奏，上映，口述（読み聞かせ，朗読等）のいずれかであること
- ②既に公表された著作物であること
- ③営利を目的としないこと
- ④聴衆又は観衆から料金等を取らないこと
- ⑤演奏したり，演じたりする者に報酬が支払われないこと
- ⑥原則として，著作物の「出所の明示」をすること

⇒第4項 **公表された著作物（映画の著作物を除く。）は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により公衆に提供することができる。**

⇒第5項 **映画フィルムその他の視聴覚資料を公衆の利用に供することを目的とする視聴覚教育施設その他の施設**（営利を目的として設置されているものを除く。）で**政令で定めるもの及び聴覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で前条の政令で定めるもの**（同条第二号に係るものに限り、営利を目的として当該事業を行うものを除く。）は、**公表された映画の著作物を、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与により頒布することができる。**
この場合において、当該頒布を行う者は、当該映画の著作物又は当該映画の著作物において複製されている著作物につき第二十六条に規定する権利を有する者（第二十八条の規定により第二十六条に規定する権利と同一の権利を有する者を含む。）**に相当な額の補償金を支払わなければならない。**

※「図書館だより」等への書影の掲載について

⇒別紙資料3を参照

ご清聴ありがとうございました